

# 郡上市空き店舗等活用事業補助金

～空き店舗等を活用して事業をはじめの方を支援します～



郡上市では市内の空き店舗及び空き家の解消及び有効利用を促進、地域商業の活性化を図るため、空き店舗等を活用して事業を営もうとする事業者に対して補助金を交付しております。

補助上限額

50万円

※対象経費の1/2補助

## 1.対象事業について

小売業、飲食店及びサービス業等の事業であって、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- ・フランチャイズ経営を行っているもの
- ・事業を第三者に譲渡又は転貸行為するもの
- ・国、県及び当市における他の補助金の交付を受けた事業
- ・市内で事業を営んでいる店舗から空き店舗等へ移転したことにより移転前の店舗を空き店舗とするもの

## 2.対象者について

個人または法人その他の団体であって、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- ・補助金の交付を受けて開始する事業の用に供する建物の所有者、当該所有者の生計同一者若しくは2親等以内の親族またはこれらの者が所属する法人若しくはその他の団体ではないこと。
- ・開業後、3年以上継続して事業を営もうとする者
- ・原則として週5日以上営業すること
- ・個人の場合は、開業日までに市内に住所を有すること
- ・法人の場合は、開業日までに市内に法人設置の届け出をすること

## 3.対象経費等

補助対象経費	補助率・限度額	補助金の要件
<p>空き店舗等の改修に係る経費 (当該空き店舗等において行う事業に必要な範囲のものに限る)</p> <p>1.内装工事、外装工事、給排水衛生設備工事、空調設備工事、サイン工事及び電気照明に要する経費(設計費も含む)</p> <p>2.備品類の購入費は除くものとする。 ただし、既存の設備等を修繕する際の消耗品類は改修費に含むものとする。</p>	<p>補助対象経費 2分の1以内 上限：50万円</p>	<p>(1) 市内に住所又は事業所を有する者に工事を請け負わせる場合に限る。</p> <p>(2) 営業を開始する前に行う改修に限る。</p> <p>(3) 同一の事業者及び個人につき、補助金の交付は1回に限る。</p> <p>(4) 補助対象経費は改修費のみとし、建物購入に係る経費は含まない。</p>

※予算の範囲内における補助金交付となります。

申請書様式や  
制度の詳細は  
ホームページで  
ご確認ください



○お問い合わせはこちら

郡上市八幡町島谷130-1 産業プラザ2階

郡上市役所商工観光部商工課 [TEL:0575-67-1808](tel:0575-67-1808)

